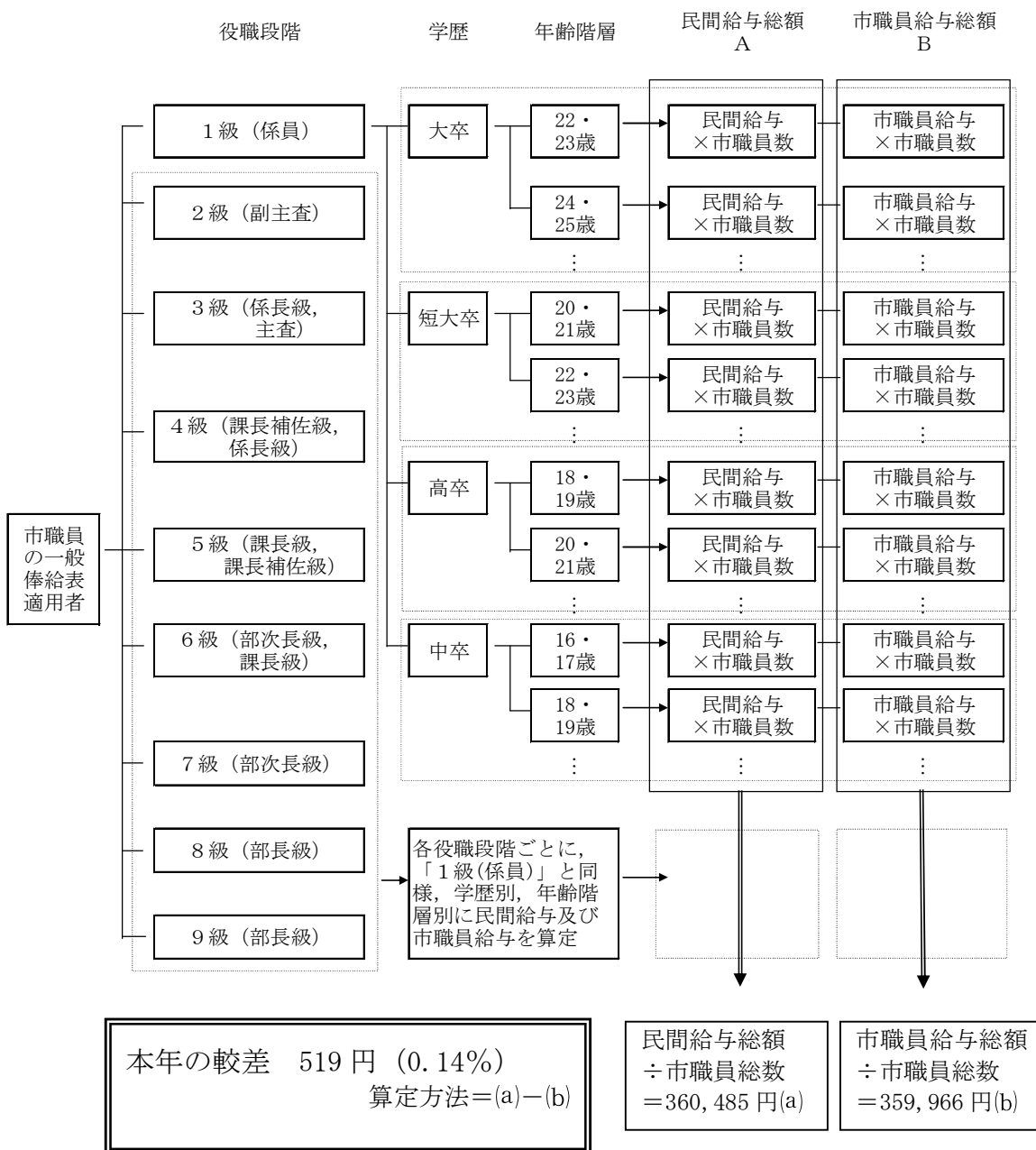


### 第3 月例給の比較方法

職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式）は、個々の市職員に民間の給与額を支給したとすればこれに要する支給総額（A）が現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出したものである。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の市職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較した。



(注) 市職員給与は、給与制度の総合的見直しにおける経過措置額を含む。

第 20 表

比較における役職段階の対応関係

一般俸給表適用職員		民間従業員		
職務の級	主な役職	企業規模 500 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所	企業規模 100 人未満の事業所
9 級	部長級	支店長, 工場長, 部長, 部次長	支店長, 工場長, 部長, 部次長	支店長, 工場長, 部長, 部次長
8 級	部長級	課 長		
7 級	部次長級		課長代理	課 長
6 級	部次長級, 課長級			
5 級	課長級, 課長補佐級	係 長	課長代理	課長代理
4 級	課長補佐級, 係長級			
3 級	係長級, 主査	主 任	主 任	主 任
2 級	副主査			
1 級	係 員	係 員	係 員	係 員

第 21 表

公民比較における比較給与の種目

民間給与	市職員給与
きまって支給する給与	俸給月額
基本給	給与制度の総合的見直しにおける経過措置
資格手当	俸給の調整額
家族手当	扶養手当
管理職手当	管理職手当
地域手当	地域手当
住宅手当	住居手当
単身赴任手当	単身赴任手当 (基礎額)
その他月毎に支給されるすべての給与	初任給調整手当

(注) 民間給与においては、きまって支給する給与から通勤手当及び時間外勤務手当等勤務実績に対して支払われる手当を除く。